

新型コロナウイルス感染症対策助成事業（「食」・「住」に対する支援） 事務取扱要領

独立行政法人日本学生支援機構

1. 助成事業の概要

（1）助成事業の趣旨・目的

現在、大学等（大学・短期大学（専攻科、別科及び大学院を含む。）、高等専門学校（第4・5学年及び専攻科に限る）、専修学校の専門課程、日本語教育機関等を指す。以下同じ。）においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大への対策として、様々な独自の学生又は生徒（以下「学生等」）への経済的支援策が講じられています。

独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」）では、昨年度、新型コロナウイルス感染症拡大に起因する学生生活や修学環境の変化により、経済的に困窮した学生等に対して支援を行う大学等に対して寄附金を活用した助成を行いました。

今回の助成事業は、「食」・「住」に対する支援として、学生等への食の支援や、対面授業の再開に伴い一時帰省していた学生等が改めて自宅外で生活を送る際に発生する家賃や契約時の費用等の住の支援を行う大学等に対し、当該支援に係る事業費の一部（1/2以内）の額を助成し、もって各大学等が独自に支援を実施する取組みを推進することを目的として実施するものです。

（2）スケジュール（予定）

- ・ 3月5日 文部科学省から事業実施について事前の周知
- ・ 4月上旬 機構からの事業実施についての通知
- ・ 4月～ 大学等による事業計画の策定
- ・ 5月1日～6月末日 大学等から機構への助成金交付申請
※予算の範囲内で先着順とし、予算を超えた時点で受付終了。
- ・ 5月下旬～7月下旬 機構における事業計画の審査、各大学等への助成金交付（順次）
- ・ 12月24日 各大学等から機構への支援事業の実績報告提出期限

（3）機構からの助成額及び助成率

1校あたり 10万円以上 100万円以下

（各大学等において独自に学生等に対し支援を実施するために必要な経費の1/2以内）

2. 助成対象となる支援事業

(1) 助成対象となる支援事業の条件

○ 次の①から③の全ての条件を満たす取組が、本事業による助成の対象となります。

① 当該大学等が主体となって実施する取組であること

② 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、経済的に困窮している学生等への以下の費用に係る支援であること

(a) 食（現物支給を含む）の支援

既に対面授業を中心としている学校、今後対面授業を中心とする学校（約7割以上を目指すもの）が対象

※感染防止をしながら対面授業再開に資する取組（食堂のパーティションやアルコール消毒液、体温測定器の設置等）を行っている学校を優先的に対象とする。

(b) 家賃や契約時の費用等の住の支援

対面授業再開（約7割以上を目指すもの）に向けて、キャンパスに戻って来る学生への住の支援を行う学校が対象

※感染防止をしながら対面授業再開に資する取組（食堂のパーティションやアルコール消毒液、体温測定器の設置等）を行っている学校を優先的に対象とする。

※いずれの場合も、助成の要件に当てはまらないけれど、特段の事情があるなどの際は、御相談ください。

③ 金銭又はこれに類するもの、現物支給による経済的支援であること

○ 現に在籍する学生等であれば、外国人留学生に対する支援も助成の対象となります。ただし、実績報告を作成いただく際に、外国人留学生とそれ以外の学生等とを区分して支援金額を報告いただくこととなりますのでご注意ください。

○ どのような学生等を支援対象とするか（学業成績等に関する要件、経済状況に関する要件等）は、事業計画の中で大学等に独自に設定していただきます。

○ 令和3年3月以降12月までの間に行われる学生等への支援が助成の対象となります。本助成金によって、令和3年3月より前に既に支給した支援のための費用を遡って補填することはできません。

○ 令和3年3月より前から開始され、現に継続して実施されている支援事業であっても、学生等への支給が令和3年3月以降である場合（本助成事業を契機として対象を広げ、追加して学生等を支援するなど）には当該支給に係る支援は助成の対象となります。

(2) 学生等一人あたりの助成額

○ 家賃や契約時の費用等の「住」に対する支援については一人あたり5万円を上限とします（実際の支払金額が5万円未満の場合は、その支払金額を上限とします）。

○ 「食」に対する支援については上限はありません。

○ 学生等一人あたりの支援額は全て一律でなくても差し支えありません。

3. 助成金の申請と交付

(1) 助成金の交付申請

- 当機構のホームページに、次のファイルが掲載されています。

【掲載箇所】

新型コロナウイルス感染症対策助成事業（「食」・「住」に対する支援）

URL : <https://www.jasso.go.jp/gakusei/josei/2021.html>

【掲載されている様式等】

- ・「交付申請書」及び「事業計画書」〔様式〕（Word ファイル）
 - ・「記入例」（PDF ファイル）
- このページから「新型コロナウイルス感染症対策助成金 交付申請書」（以下「交付申請書」）及び「新型コロナウイルス感染症対策助成事業（「食」・「住」に対する支援）事業計画書」（以下「事業計画書」）のファイルをダウンロードして交付申請書及び事業計画書を作成してください。
 - 作成にあたっては「記入例」及び下記「(2) 交付申請書及び事業計画書の作成にあたっての留意事項」を御参照ください。
 - 作成いただいた交付申請書及び事業計画書の受付期間は、令和3年5月1日～6月30日（消印有効）です。下記（5.（2））の宛先まで発送した日付が確認できる郵送等により送付願います。
※発送した日付が確認できないもの及び5月1日より前に到着したものについては、理由を問わず受付はできません。
※御提出いただいた書類に不備がある場合は受付できません。発送前に記載ミスや記載漏れがないか再度確認のうえ発送してください。
※助成は、予算の範囲内で先着順とし、予算を超えた場合は受付期間内であっても受付を終了します。

(2) 交付申請書及び事業計画書の作成にあたっての留意事項

I. 交付申請書

助成金交付申請額

- 大学等において「新型コロナウイルス感染症対策助成金」の交付を申請する金額を御記入ください。
- この欄に記載する金額は、10万円以上100万円以下で、かつ、各大学等において独自に学生等に対し支援する事業全体の事業費総額の1/2以内となるようにしてください。

【連絡先】

- 本助成事業に関して当機構との間でやり取りをさせていただく部署名や御担当者等に関する情報を御記入ください。
- 「所在地」の欄には、当機構からの郵便物を届けるための郵便番号及び住所を御記載ください。
- 「担当者名」の欄に記載いただくのは、1名のみでも複数名でも差し支えありません。実質的に事務上のやり取りができる方の氏名を御記載ください。また、

役職名は省略いただいても差し支えありません。

- 特に、申請書類に不備がある場合など、機構からの連絡が速やかに取れる方の情報を御記載ください。

【振込先口座】

- 助成金の振込先としての金融機関の口座に関する情報を御記載ください。
- 振込先の口座は大学等の預貯金口座で普通預金口座を御指定ください
- 海外にある金融機関等は指定することができませんので御注意ください。

II. 事業計画書

1. 学校名等

- 学校の名称と「学校番号」を御記載ください。
- 「学校番号」は当機構から郵送した令和3年4月8日付けの通知文「「新型コロナウイルス感染症対策助成事業（「食」・「住」に対する支援）」の御案内」に記載されています。

2. 学生等への支援の内容及び対面授業の実施状況

- 本助成金を充てて実施する支援事業による学生等への支援の内容について、該当するものの「□」を「■」（黒塗りの四角）に置き換えてください。

3. 事業の概要

- 「食」、「住」の支援ごとに支援内容、支援額、支援対象などについて御記載ください。記載の方法は自由ですので、箇条書きでも、文章形式でも、適宜、事業の実施形態等に合わせて記述しやすい方法で記載いただいて差し支えありません。
- 支援内容の例
 - 「食」に対する支援
 - ・ 食料品（カップラーメン、缶詰、お米、野菜、レトルト食品等）などの現物支給
 - ・ 食料品を買うためのプリペイドカードや商品券、学内の食堂や売店で使用できるチケットなどの金券の支給
 - 「住」に対する支援
 - ・ 一時帰省先していた学生が対面授業に向けて改めて自宅外で生活を送る際に発生する費用（家賃、敷金、賃貸借契約書等に記載の費用、引っ越し費用等）
 - ・ 自宅からの遠距離交通費
- 記入欄の枠線は、適宜大きさを変えていただいて差し支えありません。

4. 事業費

(1) 支援事業全体の事業費総額及び支援対象者数

- 本助成金を充てて実施する支援事業の全体の支援対象者数及び支援総額（計画額）を御記載ください。
- この欄に記載いただく金額は、本助成金と大学等の独自の財源等の合計額となります。
- 金額は経済支援として学生等に交付する金額についてのみご記載ください。交付するための事務経費（人件費、通信費、振込手数料等）や、物品調達のため

の経費（送料、振込手数料等）は、この欄に記載する金額には含めないでください。

- 「食」・「住」に対する支援に係る事業についてのみご記載ください。これに該当しない支援事業を同時に実施する場合、その人数及び経費を含めないでください。

(2) 助成金交付申請額

- 上記（1）の合計額の1/2以内の金額となります。
- 本助成金は、支援事業全体の事業費総額の1/2の額が上限となっています。したがって、この欄に記載する金額が（1）の合計額の1/2を超えることはありません。
- この欄に記載した金額は、「交付申請書」の「1. 助成金交付申請額」に記載いただいた金額と同額となります。

(3) 助成金の交付決定・交付

御提出いただいた「交付申請書」及び「事業計画書」を審査し、助成金を交付することとした大学等へは助成金交付決定通知を送付するとともに、御提示いただいた振込先口座に助成金を入金いたします。

4. 支援事業の実施と実績報告

(1) 支援事業の実施

御提出いただいた事業計画に基づき学生等への支援事業を実施していただきます。なお、学生への支援（支給）は、事業終了後、各大学等から機構へ提出していただく実績報告書を提出期限（令和3年12月24日）までに提出できるように終了していただくようお願いいたします。

(2) 事業計画を変更または中止する場合

当初の事業計画から内容を変更する場合（例：支援内容の変更等）、または支援事業の実施を中止する場合は、事前に機構に御連絡をお願いします。

事業計画の変更等により当初の事業費総額が増額となった場合でも、助成金の追加交付は行いませんのでご承知おきください。また、事業計画の変更等により当初の事業費総額が減額となった場合で、すでに交付済の助成金が事業費総額の1/2を超える場合は助成金の一部を返納していただくこととなります（実績報告書の記入例を御参照ください）。該当の大学等へは別途手続きについて御連絡します。

(3) 支援事業の実績報告

本助成金による学生等への支援が完了した際には、実績報告書を機構に提出していただきます。なお、必要に応じて、支援事業の実施状況について途中経過の報告をお願いする場合がありますのであらかじめご承知おきください。

○ 当機構のホームページに、次のファイルが掲載されています。

【掲載箇所】

新型コロナウイルス感染症対策助成事業（「食」・「住」に対する支援）

URL：<https://www.jasso.go.jp/gakusei/josei/2021.html>

【掲載されている様式等】

- ・「実績報告書」〔様式〕（Word ファイル）
- ・「記入例」（PDF ファイル）

- このページから「新型コロナウイルス感染症対策助成金 実績報告書」（以下「助成金 実績報告書」）及び「新型コロナウイルス感染症対策助成事業（「食」・「住」に対する支援）実績報告書」（以下「助成事業 実績報告書」）のファイルをダウンロードして実績報告書を作成してください。
- 作成にあたっては「記入例」及び下記「(4) 実績報告書の作成にあたっての留意事項」を御参照ください。
- 作成いただいた実績報告書は、令和3年12月24日（金）（必着）までに下記（5.（2））の宛先まで郵送で御提出ください。

(4) 実績報告書の作成にあたっての留意事項

I. 助成金 実績報告書

1. 助成金交付額 <ul style="list-style-type: none">○ 交付決定通知により日本学生支援機構から通知された「交付決定額」を記載してください。
2. 助成金による支援実績額 <ul style="list-style-type: none">○ 本助成金を活用して学生等を支援した実績額を記載してください。○ この欄に記載する金額は、「助成事業 実績報告書」中の「4. 事業費」の「(2) 助成金による支援実績額」に記載する金額と同じ金額となります。
3. 精算（返納）額（ア）－（イ） <ul style="list-style-type: none">○（ア）－（イ）により算出した金額を記載してください。○ この欄に金額が記載されている場合は、当該金額を当機構に返納していただく必要があります。該当する学校に対しては、改めて手続きについて連絡させていただきます。
【連絡先】 <ul style="list-style-type: none">○ 本助成事業に関して当機構との間でやり取りをさせていただく部署名や御担当者等に関する情報を御記入ください。○ 「所在地」の欄には、当機構からの郵便物を届けるための郵便番号及び住所を御記載ください。○ 「担当者名」の欄に記載いただくのは、1名のみでも複数名でも差し支えありません。実質的に事務上のやり取りができる方の氏名を御記載ください。また、役職名は省略いただいても差し支えありません。

II. 助成事業 実績報告書

1. 学校名等 <ul style="list-style-type: none">○ 学校の名称と「学校番号」を御記載ください。○ 「学校番号」は当機構から郵送した通知文「新型コロナウイルス感染症対策助成金交付決定通知書」の右下部分などに記載されています。
2. 学生等への支援の内容 <ul style="list-style-type: none">○ 本助成金を充てて実施した支援事業による学生等への支援の内容について、該当するものの「□」を「■」（黒塗りの四角）に置き換えてください。
3. 事業の概要 <ul style="list-style-type: none">○ 支援内容、支援額、支援対象などについて御記載ください。記載の方法は自由ですので、箇条書きでも、文章形式でも、適宜、事業の実施形態等に合わせて記述しやすい方法で記載いただいて差し支えありません。○ 支給の内容が、現物の給付である場合には、その内容（カップラーメン、缶詰、お米、野菜、レトルト食品など）を記載してください。○ 記入欄の枠線は、適宜大きさを変えていただいて差し支えありません。○ 本欄に記載いただいた内容は、日本学生支援機構のホームページ等の広報媒体で紹介させていただくなど、当機構の各種広報媒体に活用させていただく場合

があります。もし、これらの広報活動に活用することに不都合がある場合には、「公開を希望しない」旨を御記載ください。

4. 事業費

(1) 支援事業全体の事業費総額及び支援対象者数

- 本助成金を充てて実施した支援事業の全体の支援対象者数及び支援総額（実績額）を記載してください。
- この欄に記載いただく金額は、本助成金と大学等の独自の財源等の合計額となります。
- 金額は「食」・「住」の支援として学生等に交付した金額についてのみ記載してください。交付するための事務経費（人件費、通信費、振込手数料等）や、物品調達のための経費（送料、振込手数料等）は、この欄に記載する金額には含まないでください。

(2) 助成金による支援実績額

- 上記(1)のうち、本助成金を充てて学生等を支援した金額を記載してください。
- 本助成金は、支援事業全体の事業費総額の1/2の額が上限となっています。したがって、この欄に記載する金額が(1)の合計額の1/2を超えることはありません。
- この欄に記載した金額は、「助成金 実績報告書」の(イ)と同じ金額になります。
- また、この欄に記載した金額は、次の「うち日本人学生等への支援額(イ-1)」と「うち外国人留学生への支援額(イ-2)」との合計額と同額になります。

5. 助成金の執行状況

(1) 助成金交付額(ア)

- 日本学生支援機構から交付を受けた助成金の金額を記載してください。
- この欄の金額は、「助成金 実績報告書」の(ア)に記載した金額と同額になります。

(2) 助成金による支援実績額(イ)

- 「4. 事業費」の(2)「助成金による支援実績額」の(イ)に記載した金額を記載してください。
- この欄の金額は、「助成金 実績報告書」の(イ)に記載した金額と同額になります。

(3) 精算(返納)額(ア) - (イ)

- 上記の(ア)から(イ)を差し引いた金額を記載してください。
- この欄の金額は、「助成金 実績報告書」の(ア) - (イ)に記載した金額と同額になります。

6. 支援対象者からの声

○日本学生支援機構では、今後も寄附を募り、学生等の支援のために役立てたいと考えております。もし、支援の際のアンケートや窓口などで、学生等から今回の支援に対する声が届きましたら、日本学生支援機構のホームページ等の広報媒体で紹介させていただくなど、寄附の受入促進等を目的とした広報媒体に活用させていただきたいと考えております。そのような声が届きましたら、こちらの欄へ御記載いただければ幸いです。（御記載は任意です。）

(5) 交付の取消し

偽りその他不正の行為により大学等が助成金の交付を受けたことが判明したときには、当該助成金の交付を取り消します。この場合、既に交付されている助成金を返還いただくこととなります。

5. お問い合わせ等

(1) 本事業に関するご質問

本事業に関し御不明な点がありましたら、機構ホームページに掲載しているQ&Aをご確認ください。その他のお問い合わせにつきましては、下記までご連絡ください。

(2) お問い合わせ・書類送付先

〒162-8412 東京都新宿区市谷本村町 10-7

独立行政法人日本学生支援機構

新型コロナウイルス感染症対策助成事業担当

電話：03-6743-3827（9：30～18：00）

E-mail：josei@jasso.go.jp